







今年も受験のシーズンがやってきました。合格にともない入学金や授業料等のまとまった資金が必要となってきます。共済組合では、入学・修学貸付を行っていますので、ご案内いたします。

	入 学 貸 付	修 学 貸 付
借用事由	組合員またはその被扶養者(被扶養者でない子を含む)の入学〔注1〕 〈入学金を含む入学時に必要な費用の支払い〉	組合員またはその被扶養者(被扶養者でない子を含む)の修学〔注1〕 〈授業料を含む修学費用の支払い〉
借受資格	組合員	
提出書類	1.特別貸付申込書 2.入学許可書の写しまたは合格通知書の写し (所属所において「原本照合確認報告書」を添付) ※外国の教育機関については、学校の修業年限 および修学期間の証明書〔注2〕 3.入学するための費用の明細 (学校が発行したもの) 4.借入状況等申告書〔注3〕 (金融機関等からの借入れ状況および毎月の弁済 状況を確認できる住宅ローン申込書の写し、融 資決定通知書の写し、償還表の写し等を添付す るものとする) 5.印鑑登録証明書 6.住民票または戸籍抄本等 (続柄が確認できるものに限る。ただし、被扶養 者を除く)	1.特別貸付申込書 2.在学証明書 ただし、入学年度の1年間分を借り受ける場合は、入学許可書の写しまたは合格通知書の写し(所属所において「原本照合確認報告書」を添付) ※外国の教育機関については、学校の修業年限および修学期間の証明書〔注2〕 3.修業するために必要な費用の明細(学校が発行したもの) 4.借入状況等申告書〔注3〕 (金融機関等からの借入状況および毎月の弁済状況を確認できる住宅ローン申込書の写し、融資決定通知書の写し、償還表の写し等を添付するものとする) 5.印鑑登録証明書 6.住民票または戸籍抄本等(続柄が確認できるものに限る。ただし、被扶養者を除く)
貸付金の 限度額等	一つの貸付事由ごとに給料の6月分に相当する額 で1万円単位(最高限度額200万円)	各学校の修業年限の年数を限度として、当該修業年限の年数に相当する月数1月につき10万円で1万円単位(最高限度額1年間分120万円)〔注4〕
貸付金利率	特例利率 年利 2.26%〔注5〕(本則の貸付金利率 年利 3.46%) ※貸付金利率は、平成20年1月1日から2.46%、平成20年7月1日から 2.66%に上がります(財政融資資金利率により変動)。	
一部負担金	年利 0.06% [注6]	
償 還 方 法および期間	貸付を受けた月の翌月から、貸付額に応じ、規 則に定める償還方法により償還	修学中は利息のみ償還し、修学が終了した月の翌月から貸付額に応じ規則に定める償還方法により償還 ※修学中は毎年4月に在学証明書を提出していただきます。
申込締切日	貸付決定日の前日〔注7〕 ※共済組合における受付締切日となります。	
貸付決定日	毎月 1日・15日 ※休日の場合は翌日となります。	
貸付金送金日	1日決定分は同月25日、15日決定分は翌月10日 (休日の場合は前日となります) ※給付金等振込口座指定届により登録されている個人口座に送金します)	

- (注1)入学および修学貸付の対象となる学校は、学校教育法に規定する高等学校・大学・高等専門学校・専修学校・各種学校とし、外国の教育機関については、これらに相当するものとします。
- (注2)外国の教育機関については、必要に応じて他の関係書類を提出していただくことがあります。
- (注3)次の①または②に該当する組合員が新たに貸付け(高額医療貸付・出産貸付を除く)の申込みをされる場合において「借入状況等申告書」に①または②の記載がない(完済のため)場合は、完済したことが確認できる書類の提出が必要です。
 - ①過去に本組合からの借入れがあり、その当時の貸付申込書に添付されている「借入状況等申告書」に他の金融機関等からの借入れの記載があった。
 - ②過去に本組合から住宅貸付・災害貸付・在宅介護対応住宅貸付の借入れがあり、その当時の貸付申込書または登記簿謄本等(抵当権情報)に金融機関からの借入れの記載があった。

※完済したことが確認できる書類

完済証明書、抵当権抹消後の登記簿謄本(写し)、借用証書(完済の印があるもの)などです。

- (注4)①1学年ごとの申込となり、1年間分を借受ける場合は毎年2月15日決定分(2月14日締切り)から4月1日決定分(3月31日締切り)までの申込み分とする。 ②修業年限の中途で申込む場合は、貸付けの<u>申込みの翌月から年度末までの月数×10万円</u>=貸付限度額
 - ①、②において、貸付申込金額は貸付限度額内であっても、「修学するために必要な費用の明細」に記載されている金額を超えることはできません。
- (注5)貸付金利率につきましては、現在、特例として本則の貸付金利率より引き下げられていますが、特例期間が終了した場合は、本則の貸付金利率に復されます。
- (注6)借受人は、貸付債務の保全事業(※)に要する費用の一部を次により負担していただくことになります。
 - ・前月末日における未償還元金に0.005%を乗じて得た額(円位未満の端数は切捨て)を毎月の償還額に加える。
 - (※)全国市町村職員共済組合連合会が行う保全事業について、全国市町村・都市職員共済組合は、共同して保険料(払込金)を負担し急増している貸付事故による 未回収債権を保険金(交付金)により補てんしています。
- (注7)入学貸付・修学貸付とも、「資金を必要とする最も近い時期」に貸付けの申込みを行っていただくことになり、高等学校等への支払期限が過ぎている場合は、貸付けを行うことができません。しかし、高等学校等への入学年度においては、合格発表があってから入学金・授業料等の納付期限が短く、「資金を必要とする最も近い時期」に貸付交付日が間に合わない場合がありますので、入学年度における入学・修学貸付の申込みにつきましては、入学許可書、合格通知書の発行日より、6ヵ月間貸付けの申込みをすることができます。